

平成21年度 豊田市包括外部監査結果報告書

「豊田市における負担金，補助及び交付金の執行状況について」
(概要版)

平成22年2月

豊田市包括外部監査人

弁護士 伊藤 倫 文

目 次

第1章	総論	1
第1	監査の概要	1
1	選定した特定の事件	1
2	監査対象事件を選定した理由及び監査事項	1
3	監査の方法	2
第2	報告書の構成	2
1	本報告書の構成について	2
2	監査結果・監査意見について	2
第2章	負担金、補助金及び交付金	3
第1	豊田市の負担金、補助及び交付金の概要	3
1	豊田市の負担金、補助及び交付金の執行状況	3
2	豊田市における補助金等への取り組み	4
第2	負担金、補助及び交付金の問題（総論）	5
1	意義	5
2	補助金の問題～補助金交付要件～	7
第3	人件費補助金	12
1	職員派遣と補助金について	12
2	協会公社等人件費と補助金について	14
第4	その他問題	16
1	補助金等交付先の団体について	16
2	協議会方式について	17
第3章	個別検討	19
第1	総務部 管財課	19
第2	総務部 人事課	21
第3	社会部 自治振興課	23
第4	社会部 生涯学習課	25
第5	社会部 足助支所	29
第6	福祉保健部 総務課	31
第7	福祉保健部 障がい福祉課	34
第8	産業部 農政課	39
第9	建設部 公園課	43
第10	都市整備部 都市整備課	45
第11	子ども部 保育課	48
第12	上下水道局 下水道維持課	50

第 1 3	教育委員会	文化振興課	52
第 1 4	教育委員会	保健給食課	54

第1章 総論

第1 監査の概要

1 選定した特定の事件

豊田市における負担金、補助及び交付金の執行状況について

2 監査対象事件を選定した理由および監査事項

- (1) 豊田市の財政のなかで補助金等の見直しは重大な関心事
 - ① 負担金、補助及び交付金（以下、補助金等という）は、平成20年度の一般会計決算において、約246億4200万円の執行がなされており、一般会計歳出決算額約1646億9000万円の約15.0%を占めるものであり、平成19年度においても、約13.3%を占めている。
 - ② 補助金等は、市町村の財政が、補助金予算と言われるほど、各種団体、協議会、諸団体に対して支出されているものであり、豊田市においても、多くの支出科目に補助金等は含まれ、所管課もかなりの数に及ぶものであり、事務事業の広範囲にかかわってくるものでもある。
 - ③ 地方財政の厳しいなか、補助金等も、当該市町村の行政運営に必要なものに限るのはもちろんであり、豊田市においても、行政改革を進めるうえで、豊田市行政改革大綱である「とよたがんばるプラン」「行政経営戦略プラン」の策定や、その改訂がなされているが、そのなかでも、補助金等の見直しが示され、その実現が進められている。
 - ④ 豊田市の場合、平成20年9月のリーマンショックによる不況の影響で、税収入が激減したことにより、改めて、財務執行を厳しく見直す必要がでてきているのであり、補助金等の交付の必要性の見直しが今まで以上に必要となってきたところである。
- (2) 平成14年度の包括外部監査との関係

豊田市では、平成14年度の包括外部監査のテーマの1つとして、「豊田市の負担金、補助及び交付金に関する事務執行状況」が取り上げられており、多くの指摘事項及び意見が付されており、豊田市においても、それに対する措置状況が公表されている。

ただ、上記報告書は、平成13年度までの補助金等の執行を対象としているものであるが、豊田市においては、平成17年4月1日に豊田市を含む7市町村で合併がなされており、また、時代の変化に対応し、平成14年度以降も多くの新たな補助金等が執行されているため、改めて、監査する必要性は高い。

そして、監査対象とした課については、平成14年度の包括外部監査でなされた指摘事項についての改善状況も監査した。

3 監査の方法

(1) 監査対象

平成21年度の補助金・交付金実績の合計額を担当課ごとに算出し、各部署・委員会のなかで、その所管する補助金・交付金総額が多い課を中心に、合計14の課を監査した。

監査対象としては、その課が担当する、平成20年度の補助金・交付金のほか、負担金すべてを対象としたうえ、特に、問題となる補助金等について、個別に監査することにした。

(2) 調査方法

具体的な調査方法としては、担当課からのヒアリング、書面照会、資料精査を繰り返して、監査を行った。

第2 報告書の構成

1 本報告書の構成について

総論部分（第2章）では、監査対象である負担金、補助及び交付金の意義・問題点を挙げたうえ、補助金等交付基準を具体的に検討しているが、その後、補助金等全般に問題となる、①派遣職員と補助金、③協会公社等の人件費と補助金、③補助金交付先団体（公益認定との関係）、④協議会方式の各問題について検討した。

そして、各論（第3章 個別検討）においては、各個別監査の対象とした課について、①各課の業務内容（補助対象事業に関係があるため）、②平成20年度の当該課での補助金等の交付実績を確認したうえで、各課の補助金等のなかで、特に、問題となると思われる補助金等について、監査した結果を論じた。

2 監査結果・監査意見について

本報告書においては、監査をしていくなかで、【結果】【意見】を分けて記載したが、違法不当な疑いがあり、是正措置が必要と考えるものについては、【結果】に、直ちに是正措置が必要とまでは考えないが、是正措置の検討が望まれるものについては、【意見】に記載した。

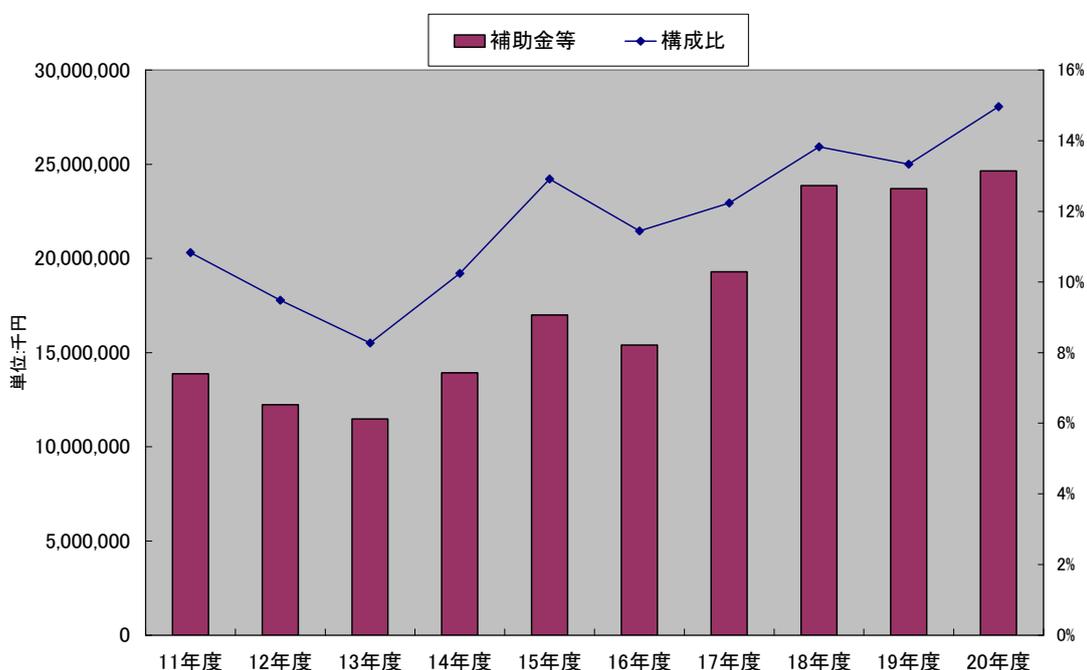
第2章 負担金，補助及び交付金

第1 豊田市の負担金，補助及び交付金の概要

1 豊田市の負担金，補助及び交付金の執行状況

(1) 豊田市の歳出決算額との関係

豊田市の過去10年間における，負担金，補助及び交付金（以下，補助金等という）の執行状況（総額）と歳出決算額に占める補助金等の割合は次のとおりである。



(2) 豊田市における補助金等の歳出科目別状況

ア 平成20年度一般会計における，歳出科目別（目的別）での補助金等の額を，高額のものから順位を付し，合わせて，各科目別（目的別）の補助金等全体に占める割合，各科目（目別）における歳出決算額と，それに占める各補助金の割合を記載すると次のとおりとなる。

(単位：千円，%)

	款	補助金(A)等 (補助金等合計に占める割合)	歳出決算額(B)	科目費全体に 占める割合(A/B)
1	土木費	6,548,541 (26.6%)	37,339,012	17.5%
2	衛生費	5,027,956 (20.4%)	15,985,860	31.5%
3	民生費	4,133,979 (16.8%)	32,443,143	12.7%
4	教育費	3,438,401 (14.0%)	24,494,104	14.0%
5	商工費	2,192,104 (8.9%)	4,381,599	50.0%
6	総務費	1,885,599 (7.7%)	25,196,523	7.5%
7	農林水産業費	1,111,542 (4.5%)	2,889,130	38.5%
8	消防費	241,568 (1.0%)	7,956,755	3.0%
9	労働費	42,222 (0.2%)	409,109	10.3%
10	議会費	20,278 (0.1%)	840,785	2.4%
11	その他	— —	12,754,217	—
	合計	24,642,190 (100.0%)	164,690,237	15.0%

2 豊田市における補助金等への取組み

(1) 豊田市における行政改革の流れ

豊田市が策定する下記行政改革大綱のなかでも、補助金等の見直しの必要性が示されるなどしてきた。

- ① 豊田がんばるプラン（平成11年度から平成13年度まで）
- ② 行政経営戦略プラン（平成14年度から平成16年度まで）
- ③ 第2次行政経営戦略プラン（平成17年度から平成19年度まで）
- ④ 改訂 第2次行政経営戦略プラン（平成21年度まで）

(2) 豊田市委託・給付事務効率化委員会

豊田市においては、補助金等の見直しを豊田市委託・給付事務効率化委員会で行っている。

ア 審議対象

同委員会では、補助金・交付金のうち、新規のもの、3年経過するもの、内容に変更があるもの等については、予算査定の前に、調査、審議する（他に、委託の一部も同委員会の対象である）。

イ 委員会構成

ア) 豊田市委託・給付事務効率化委員会の委員構成については、豊田市委託・給付事務効率化委員会規程に定めがあるが、構成委員については、特に、市職員（内部委員）に限定されるものではなく、内

部委員，外部委員を全く問わないものとなっている。

しかし，現実には，委員会の構成員全員が市職員である（事務局は，財政課），

本委員会において，市の組織に加わらない者の視点による意見が委員会のなかで出される意義は高く，市民の市政参加につながるものといえる。

【意見】

豊田市委託・給付事務効率化委員会の委員のうちの一定数については，外部委員（市職員ないし市OB職員以外の者）を選任すべきである。

第2 負担金，補助及び交付金の問題（総論）

1 意義

(1) 補助金，交付金，負担金の区別の必要性

歳出科目のうえでは，19節「負担金，補助及び交付金」に含まれるが，その性質が異なるものであり，実際の運用も異なっているため，区別の必要がある。

	補助金・交付金	負担金
準則等	豊田市補助金等交付規則で基本的事項を定め，各補助要綱にて詳細な規定を設ける	統一的規定なし 協定書の締結がなされているが，対象事業内容，事業期間，負担金額，精算規定，実績報告等の提出義務が規定されている程度のもの
委託・給付事務効率化委員会	新規，3年経過するもの，内容変更するもの等が対象となる	調査・審議対象でない
市民への公表	ホームページ上に各年度の実績が一覧表で掲載	ホームページ上に，一覧表等の形での掲載なし

(2) 補助金と負担金，交付金との区別

補助金は，負担金のように市町村の受益に対する対価として支出するものではなく，補助金の対象となる者やその者が実施している事業等を金銭的に援助することが，公益上必要であるということから支出するものである。

交付金との違いは，交付金が一定の事務処理の報償金として一方的に

交付されるものであって、用途の特定があまりなされないのに対し、補助金については、用途が特定されているものである。

(3) 委託料と補助金等との関係

ア 委託と補助金等とは、歳出科目においても、負担金、補助及び交付金が19節であるのに対し、委託料は、13節であって、科目が異なることになるが、委託料と補助金等との境界は、かなり微妙なものといえる。しかも、「(政府の) 随意契約の見直しの動きのなかで、随意契約の制限を受けることを嫌って補助金方式に移行させる動きがでることも予想される。」(公的資金助成法精義・碓井光明著(信山社)15頁)との考え方もある。

イ 委託料と補助金・交付金、負担金との区別

委託の対象は、もともと、市が行うべき事業である点で、補助金・交付金とは異なるのであり、また、事業主体が第三者となっている点で、直営とは違う。そして、地方公共団体が、各種団体の構成員となって事業を遂行する場合に支払われる負担金は、市が行うべき事業について、完全に第三者が事業主体になる委託と違い、市が一定割合で関与するものである。

ウ 注意点

委託と補助金、交付金では、本来は、市が行うべき事業か否かという基準によって、市が行うべき事業については「委託」、市が行うべき事業でないものは「補助金・交付金」であると考えられる。ただ、市の事業範囲自体が、時代によっても、自治体の財政的規模、政策によっても、異なってくるものである以上、市の事業範囲だけをメルクマールとして「補助金・交付金」と「委託料」を区別することはできず、市の事業範囲内か否かという基準は、絶対的な基準とはいいがたく、基準として、明確なものとはまではいえないと思われる。

(4) 問題点

ア 補助金・交付金については、特定の団体、事業に対して交付されるものであって、その性質上、競争原理とはあまりなじまないもののようにも思われるが、前記のとおり、委託との区別は、本来、市が行うべき事業か否かによって区別されるとはいえ、必ずしも固定しているものではない。そのため、本来は、事業範囲内か否かで区別されるべきものではあるが、補助金・交付金の効果の違い、手続の違い等を考慮し、どちらが効率的であるかをも判断材料とすべき部分もあると思われる。

【意見】

[1] 補助金・交付金についても、一定金額を超えるもの（事業補助金の額や、補助金交付先の補助金合計額が一定の金額を超えるもの）は、その必要性を含め、個別に議会で資料を付して、予算審議の前提として、個別協議を経るべきものとする。

[2] 補助金・交付金の交付対象となっている事業や、交付対象となっている団体が行っている事業についても、市場性が高いものについては、民間委託の方向に進むのが望ましく、補助金・交付金の対象とするかの必要性を慎重に検討すべきである。

イ 負担金についても、補助金や委託との間の境界が必ずしも明確でない場合があるため、補助金、委託と同様な規律に服させるのが望ましいものもある。

【意見】

[1] 一定の金額を超える負担金については、少なくとも、補助金・交付金と同様な手続きを経るべきである。そのため、負担金を「補助金等交付規則」の対象に含めている自治体もある。

そして、一定金額を超える負担金については、豊田市委託・給付事務効率化委員会の審議も経るべきものとする。

[2] 従前、イベント事業等について、協議会等を設置し、負担金を支払う形態も間々見受けられたが、民間への委託が可能かどうか、検討したうえで、市の事業へのかかわり方を考えるべきである。

2 補助金の問題～補助金交付要件～

(1) はじめに

補助金の交付と憲法第89条との関係

(2) 補助金交付の要件

補助金交付の要件である「公益上の必要性」としては、概ね、次のようなものが考えられる。

〈1〉 補助金交付の根拠規定

〈2〉 公益性の必要性

① 補助金交付の目的・趣旨

② 補助対象の事業（ないし補助対象団体）の目的、性質及び状況

③ 補助金交付による効果（有効性）

④ 補助金交付の必要性・相当性

〈3〉 公平性

〈4〉 手続の適法性・適正性

〈5〉 市議会での対応（審議密度）

〈6〉 財政運営上の相当性（当該地方公共団体の財政規模・状況）

〈1〉補助金交付の根拠規定

補助金交付については、地方自治法第232条の2に根拠を有することになるが、豊田市の場合、豊田市補助金等交付規則が定められ、個々の補助金については、各補助金交付要綱が定められており、補助金等交付規則に定める以外は、各要綱に従うことになる。そして、具体的な補助金の交付は、予算の範囲内で認められることになる。

ア 問題点(1)

補助金も予算の範囲内で交付されるため、議会の審議を経ているとはいえ、個々の予算について、議会で十分審議されることまで期待するのは難しく、実際には、内部の事務を定める（内部法規範）にすぎない要綱によって、実体要件が定められている。

また、補助金については、実績一覧表がホームページに掲載されているが、どのような内容の補助金が交付されているかを把握するに十分とはいえない。

【意見】

[1] 補助金交付の実体要件が、各々の補助金交付要綱に定められている以上、各要綱においては、その目的、補助金交付の要件、範囲等を明確に規定すべきである。

[2] 補助金交付の実体要件が、各々の補助金交付要綱に定められていることを考えれば、透明性を確保するためにも、この要綱への市民からのアクセスが容易であり、市民において、補助金交付の公益上の必要性を判断できることが必要である。

現在、ホームページで掲載されている「担当部課」「補助金名（補助率）」「交付先」（個人か団体か）「交付件数」「交付額」のほか、補助金の目的、補助対象事業（対象者）の内容・要件、補助金交付の要件、補助開始年度、終期等の各事項が明らかになるようにすべきものとする。

イ 問題点(2)

補助金等は、内容によっては、交付決定額と実績が異なるものがある。その場合、豊田市では、補助金等交付規則に定める「計画変更決定」の手続きをとっている。

【意見】

補助金交付決定がなされた以上、実績の金額が当初の交付決定額と異なる場合には、当初交付決定額を変更する必要があるとしても、計画変更による変更とは本来的に性格が異なるものである。

ウ 問題点(3)

補助金等は、内容によっては、年度末にならないと事業が終了せず、補助金額が確定しないものもある。その場合、豊田市補助金トヴ交付規則では、事業報告書は、翌年度4月10日までに提出すれば足りるとしているが、実際には、3月31日付で、計画変更決定をして、額を確定している。しかし、3月31日の時点で書類を作成したり、変更決定したりすることはできず、書類の日付の信用性に疑いがある。ただ、同規則も、3月31日付での書類を要求しているとはいえない。

【結果】

現在、豊田市のシステム上、補助金交付決定額と実績（交付額）が異なる場合には、年度内で変更決定をしておく必要があるようではある。しかし、実績報告書については、翌年度4月10日までの提出を認めつつ、その額の確定（交付決定額の変更）を年度内の3月31日付で行っている点は、システムの問題があるにせよ、改める必要がある。規則でも明確にするため、次のような内容に改正を行うべきではないかと考える。

（額の確定及び交付）

第11条 市長は、補助事業等実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、交付するものとする。ただし、額を確定した場合には、その旨を補助事業者に通知するものとして、確定した額が交付決定額と異なる場合には、変更決定通知書の方法によるものとする。

2 前項に基づく、額の確定通知が、翌年度になされる場合においても、前条に基づく実績報告書を受領してから20日以内に、確定通知をしなければならない。

（概算払、前払）

第11条の2 補助事業者等が補助金の交付の目的を達成するため、市長において特に必要があるとは認めるときは、前条の規定にかかわらず、補助事業の完了等の前に補助金等の全部または一部を概算払又は前金払をすることができる。

〈2〉公益性の必要性

ア 公益性の必要性を判断するには、

- ① 補助金交付の目的・趣旨
- ② 補助対象の事業（ないし補助対象団体）の目的、性質及び状況
- ③ 補助金交付による効果（有効性）

④ 補助金交付の必要性・相当性

等を考慮して判断すべきものとする。

イ 補助金交付の目的・趣旨については、市民の福祉の向上に資するものか否かの判断が必要であり、時代とともに、行政に期待される住民サービスの内容も変化するため、毎年度検討すべきものである。

ウ 補助金交付による効果（有効性）については、事業報告書等の実績報告書の提出が義務づけられているものが多く、これにより、最低限の効果の確認がなされているはずである。

しかし、本来であれば、補助金の目的として記された目的を達成するために、その事業（ないしある事業を行う団体）が必要か否か、事業が必要であるとして、補助金交付の必要性があるのか、また、必要であるとしても、その金額、割合が相当であるかを常に見直して、改善を図っていく必要がある。そして、その効果測定についても、団体個人への補助金交付の場合、補助金交付件数、補助金交付額によって図るのでなく、実際の成果（アウトカム）によって図る必要がある。

このような効果測定を含めた、PDCAサイクルを行って、「有効性」「必要性」「相当性」を判断して、補助金交付の是非を判断すべきであり、具体的な効果測定方法については、補助金の内容によって、個々の考える必要がある。

なお、実際には、実績報告の確認すら十分なされていない例も見受けられる。

エ また、豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱のように、その要綱に対象団体として規定されれば、一律、補助金（特に、人件費）の交付が認められてしまう問題もある。

【意見】

[1] 補助金交付がなされた事業、団体については、事業報告、収支報告等によって、その事業の成果を確認するとともに、補助金交付の有効性、必要性、相当性を検証し、その後の補助金交付の是非を確認すべきである。

[2] 運営補助金については、「公益を目的とする事業を推進するために必要な経費」を補助すると規定している。この規定の仕方は、いくつかの団体に対する運営費補助金交付要綱をまとめて規定する場合には止むを得ないともいえるが、補助対象経費のうちの一部について補助金を交付するための基準を明らかにすべく、下記のような規定が必要であるとする。

補助金の額は、各補助事業者の財務状況、事業実績・事業計画等を考慮したうえ、前条に掲げる補助対象経費のうち、各補助事業者に必要なものを、毎年度予算の範囲内において定める。

〈3〉公平性

ア 補助金交付の公平性に関しては

- ① 当該補助金交付対象先（団体ないし個人）間の公平性
～交付要件に該当するのに、補助金が受けられるものと受けられないものがでてくる不公平さ
- ② 当該補助金交付対象先（団体ないし個人）と対象外団体ないし個人の間での公平性
～補助対象をどこにするかで生ずる不公平さが問題となる。

【意見】

- [1] 補助金を一定の要件を具備する団体ないし個人に交付する場合には、補助対象基準の明確化と、補助金交付の周知の徹底（対象基準、補助金額等）が必要と考える。
- [2] 補助金交付にあたっては、市の施策等をも踏まえて、補助金交付の必要性を明らかにする必要がある。

〈4〉手続の適法性・適正性

〈5〉市議会での対応（審議密度）

ア 補助金の多くは、補助金要綱に定められているため、前記のとおり、その要綱に定める要件が、公益性の要件その他の実質的要件を具備するものであるとともに、具体的なものでなければならない。

そして、予算査定を経て（新規補助金等は、その前段階で、委託・給付事務効率化委員会の審議を経る）、議会でその予算が承認されたものだけ、補助金の交付が認められるのであり、この手続にしたがっていないものが、補助金として交付されれば、手続違反があったといえる。

イ ただ、一方、予算として承認されれば、補助金交付が適法になされたものといえるものではない。実際に、予算審議がなされたとはいえ、個々の補助金が十分な審議がなされていないことも多くある。

【意見】

個別の事業補助金や、団体補助、事業補助を含め、特定の団体に対

する補助金が、一定金額を超える場合には、予算審議に先立ち、個別資料に基づく、議会での協議をすべきものとする。

〈6〉 財政運営上の相当性（当該地方公共団体の財政規模・状況）

市民の公共の福祉の増進に資する事業であったとしても、市の財政規模を考慮して、その財政規模に応じて、予算配分をせざるをえない。

つまり、財政状況がよければ、補助ができた事業についても、財政状況が悪くなれば、補助金交付を差し控えざるをえないのであり、市税収入が激減しているこの時期にこそ、必要性がなく、効果も期待できない補助金については廃止したり、削減したりすべきである。

第3 人件費補助金

1 職員派遣と補助金について

(1) 派遣法の考え方

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下、派遣法という）では、一定要件のもと、公益法人等に、地方公務員の派遣を求めるとともに、その給与の支払は、原則として派遣先が支給するものとし、例外的に、派遣元（地方公共団体）が給与を支払えるとしているのである。

そのため、公務員を派遣できる要件と、派遣元が直接給与を支給できる場合の要件とは別に定めてあるのであって、前者の要件が派遣先の団体業務に主眼があるのに対し、後者では、派遣される職員の従事する業務自体の要件を定めているのであり、その要件も、当然、前者の要件より狭くなっている。

(2) 豊田市の現在までの運用

豊田市は、派遣法に基づき、平成13年12月27日、「豊田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を制定して、一定の団体に対して、職員を派遣できる旨と直接給与等を支給できる場合の規定を設けている。しかし、同条例に基づいて、職員の派遣はしているが、実際に、給与等を直接支給することはなく、多くの団体に対しては、その給与等を含む人件費相当分を、豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱に基づき、補助金で交付している。

(3) 判例

この点については、派遣職員に対しては、例外的に、条例で定めることを条件に、一定の要件で、派遣元による給与支給が許されるのであって、それ以外の場合は、直接支給は認められないため、この要件に該当

しない場合に、派遣先が支給する給与等の原資が補助金である場合は、派遣元が給与等を支給したものと評価され、その補助金交付が違法であるとの判断が大阪高裁判決（平成21年1月20日）で示されていたところ、平成21年12月10日に、最高裁判所において、上記大阪高裁判決を維持する、上告棄却の決定がなされた。

そのため、条例によって派遣した職員について、「豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱」に基づいて、人件費相当額を補助金で交付するという豊田市の考え方は、改善しなければならない。

※ 豊田市においては、平成21年12月10日の最高裁判所の決定を受けて、従前の補助金交付方式を改め、公益業事部分と非公益事業部分とを区別した公益事業従事比率を前提とした直接支給方式への変更の検討を進めている。

【意見】

[1] 豊田市においては、従前、派遣法第6条第2項の要件（地方公共団体が給与支給できる要件を定めた規定）を十分考慮しないまま、派遣職員の人件費相当分を、豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱に基づいて、補助金を交付している。

しかし、最高裁で判断がなされた以上、改めるべきであり、法第6条第2項の要件を検討したうえ、それに合致する場合に限り、市は、補助金でなく、派遣条例第5条に基づき、100分の100以内の範囲で給与等を直接支給するよう改めるべきである。

[2] 派遣職員に対して、その人件費を補助金で交付できるとする豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱の規定を見直すべきものとする。

[3] 法第6条第2項の要件を具備する場合に限って、豊田市が給与等を支給し、その要件に合致しない派遣職員については、団体が給与等を支給する形をとっても、結局、団体が支給する給与等が、市からの補助金で賄われるようなことがあっては、その範囲で、法第6条第2項との関係が問題になりうる。

そのため、豊田市が、事業費補助、運営費補助（事務費やプロパー職員分の補助）をする場合にも、その対象を明確にし、派遣先団体が支払う、派遣職員の人件費に充当されていないことを明らかにする必要がある。

[4] 従来の条例で定めている直接給付方式で給付できる手当は限定されたものであり（扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当）、管理職手当のようなものや、勤勉手当や時間外勤務手当などの実績給の支給ができない形となっているため、派遣元の職務の特殊性に関連する

手当や、実績給的な手当を、派遣元である豊田市が支給できるかは慎重に検討すべき問題であるが、支給する形をとる場合には、条例の改正が必要であり、支給できる手当を具体的に規定することになる。

2 協会公社等人件費と補助金について

- (1) 協会公社等には、市の派遣職員がいる場合もあるが、基本的には、協会公社等のいわゆるプロパー職員がいる。

そして、当然、協会公社等から給与等が支給されるのであるが、協会公社等運営費補助金交付要綱に定める16の団体については、人件費相当分が補助金で交付されており、また、個々の団体の事業についての個別の要綱に基づいて、その事業にかかる人件費分が補助金で交付されている例もある。このように、人件費相当分が補助金として交付されることの是非は、地方自治法に定める公益上の必要性があるか否かの判断にかかる問題といえる。

- (2) 人件費補助金の必要性

協会公社等の人件費については、その全部又は一部が補助金で交付されている団体も少なくなく（運営費補助金のほか事業補助金による場合もある）、運営費補助金で人件費全額が賄われている団体もある。

ただ、補助金で人件費分の交付を受けている団体のなかにも、繰越金も十分あって、特に、人件費全額を補助金で交付する必要がない団体もある。

【意見】

豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱において、人件費分を補助金で交付するにあたっては、その補助金交付の必要性を判断する必要があるが、更に、その補助事業者である協会公社等の財務状況を把握したうえで、事業運営において、補助の必要があるのか、補助の必要があるとしてどの範囲での補助が必要であるかを十分精査したうえで、補助金額を確定する必要がある。

- (3) 委託料・指定管理料と人件費補助金の関係

ア 豊田市が協会公社等に対し、業務を委託したり、また、指定管理者に指定したりして、委託料、指定管理料を支払っている場合、その業務にかかる人件費分は、委託料、指定管理料に含めず、人件費分を、別途、補助金で交付している例が少なくない。

これは、補助金で交付することによって、人件費相当分に消費税がかからないためである。

ただ、このような運用を行う結果、次のような疑問点が認められる。

イ 疑問点

ア) 公募等の場合との比較

随意契約（委託の場合）や、単独指名（指定管理の場合）であればともかく、入札や公募がなされる場合には、民間団体が、当該事業費に人件費相当分を経費として見込んでいる以上、委託料・指定管理料のなかに、人件費分を含めて考えざるをえない。

つまり、公募や入札手続による場合には、委託料・指定管理料のなかに人件費が含まれるのに対し、随意契約、単独指名の場合には、人件費が委託料・指定管理料のなかには含まれないことになる。その結果、随意契約・単独指名の場合には、委託料・指定管理料の金額をみても、その業務に要する実際の対価の額が分からない。

イ) 再委託の場合

業務委託を受けたり、指定管理を受けたりした協会公社がその業務の一部を第三者に委託（再委託）した場合、その委託先でかかる人件費は、協会公社の職員にかかっているものでないため、補助金で交付することはできない。

そのため、委託先（指定管理業者）が、すべての業務を行えば、その業務にかかる人件費が補助金として交付され、その結果、委託料（指定管理料）の金額は、その業務に要する人件費相当分を差し引いたものとなるのに対し、その業務の一部を委託した場合には、その再委託先にかかる人件費分を補助金として交付することができなくなるため、当該委託した業務の人件費分のすべてを補助金で交付することができなくなる（再委託先の人件費分は、委託料、指定管理料に含まれることになる）。

つまり、協会公社が自らその業務を遂行すれば、その委託・指定管理業務に要する費用から人件費相当分を差し引いた残金が、委託料・指定管理料となるのに対し、その業務の一部を第三者に委託すれば、その委託分にかかる人件費相当分は補助金として交付できない結果、補助金は減額され、委託料・指定管理料自体の金額は、その分高額となるという結果となる。

【結果】

委託契約書、協定書において、委託業務内容、指定管理業務を特定し、その対価として、委託料・指定管理料を支払うとの内容になっているが、実際には、協会公社等を随意契約、単独指名等によって決定している場合には、その業務にかかる、委託先、指定管理業

者の人件費分が除外され、別途補助金で交付されている。

しかし、委託契約書、指定管理業務にかかる基本協定書・年度協定書によっても、業務の対価として、委託料、指定管理料を支払うとの記載のみであって、人件費相当分を除外することは何ら規定されておらず、人件費分を除外した金額のみを、委託料・指定管理料として支払えば足りる理由もないはずである。

したがって、委託契約、指定管理で人件費を補助金で交付する形をとるのであれば、次のような条項（指定管理の年度協定書の条項を例として記載する）を入れるなどして、改訂すべきものと思う。

甲は乙に対し、平成●年度の指定管理料として、金●●円（うち、消費税及び地方消費税の額 金●●円）を支払うほか、本業務の遂行のため、補助金（予算額 ●●円）を交付する。

ただし、補助金交付額は、補助金交付決定及び変更決定によって、確定するものとする。

【意見】

委託、指定管理において、協会公社等との間で委託契約を締結したり、単独指名したりすることも多く見受けられるが、他の業者でも業務遂行が可能なものについては、入札、公募をできる限り、進めていくべきものとする。

これによって、人件費相当額の消費税が加算され、人件費分相当が余分な支出となるのであって、豊田市の財政上不利益となるのではないかとの危惧もあるかとは思いますが、競争原理を働かせてこなかったことによって、もとの価格自体が高くなっている可能性も否定できず、競争原理を働かせることによって、より低額な金額での委託や指定管理が可能となる余地は十分に認められるところである。

なお、公募、入札等による場合、そもそも、補助金の交付を受けている協会公社等と一般民間企業との間で、どのように、公平さを保つかは検討すべきであるが（協会公社等にも、その事業のなかだけで採算がとれるようにする等）、競争になじむ可能性のある事業であれば、協会公社等の存在意義、必要性も薄れていくことになるといえる。

第4 その他問題

1 補助金等交付先の団体について

新公益法人制度が平成20年12月1日から施行され、公益目的事業を

主たる事業とする団体は、公益認定を受けることができる。

一方、補助金の交付は、「公益上の必要がある場合」（地方自治法第232条の2）に限られているため、両者の関係が問題となる。

事業補助金は、あくまで、当該公益的事業に対してなされるものであるため、公益目的事業を主たる目的としない団体に対しても交付できることに問題はないといえる。

運営費補助金の場合、同じ「公益」という要件であっても、各々の法律で定める目的・趣旨によって、その具体的内容・要件に差異が生ずることはあるとはいえ、新制度のもとで、公益認定が受けられないような団体への運営費補助金の交付は消極的になるのではないかと思われる。そのため、基本的に、市から一定の出資等を受けている協会公社等においては、公益法人への移行を行うべきであろう。

そして、公益法人として認定できない団体に対して、補助金交付を行おうとするときには、補助金交付の必要性を、より明確に説明できないと、補助金交付が認められなくなるといえる。

その意味で、公益認定の有無は、運営費補助金を交付するときの判断材料の重要な1つになってくるとと思われる。

2 協議会方式について

(1) 問題の所在

豊田市が、協議会や実行委員会（以下、協議会等という）の構成員として負担金を支出し、一定範囲で事業主体となる場合に、協議会等が豊田市と独立した社団として捉えられないと問題が生ずる。

仮にある協議会等が、市から独立した団体と見ることができない場合には、市から当該協議会への負担金の支出について、市が市に対して、負担金を支出していると評価することができ、また、実質的に市による支出と評価されても、市による財政支出と比較して、著しく簡易な方法により支出がなされるとの結果をまねく。

(2) 独立性

協議会等がしと独立した団体として認められるためには、

- ① 権利能力なき社団として認められるか
- ② 市との関係で実質的独立性が認められるか（権利能力なき社団として認められても、市との関係で実質的独立性がないと認められる場合があるため）

が問題となる。

ア 権利能力なき社団として認められるための4要件（最判昭和39年

10月15日)

- ① 団体としての組織を備えていること
- ② 多数決の原則が行われていること
- ③ 構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続すること
- ④ 代表の方法，総会の運営，財産の管理その他団体としての主要な点が確定していること

イ 協議会等の実質的独立性の判定基準

協議会等が権利能力なき社団と認められてもなお，設置地方公共団体との間で別個・独立性が認められない場合の4要件（名高裁判平成15年12月25日参照）。

- ① 協議会等の事業内容が設置地方公共団体の行う事業内容と重複すること
- ② 協議会等の設置・運営に設置地方公共団体が中心的役割を果たしていること
- ③ 協議会等における事務作業の大部分を設置地方公共団体の職員が設置地方公共団体の職務として遂行していること
- ④ 予算の大半が設置地方公共団体からの補助金・負担金・交付金によって占められていること

ウ 市の対応

市は「予算見積・予算執行 節別ハンドブック」（総務部財政課作成）において，次のような方針を示しており，市との間で別個・独立性が認められない場合には，委託料や負担金として支出することに対しての問題意識をもっているといえる。

【予算要求時の注意点】

市が主導権を有するイベント等実行委員会方式の場合，原則として負担金ではなく市の直接予算で計上するよう努めること（※ 委託料も同じ記載あり）

【意見】

総務部財政課レベルにおいては，本協議会方式に対する問題意識をもっているといえるが，従前のまま，繰り返されているものもある。総務部財政課自身がどの程度徹底して改善しようとしているかにも疑問がないわけではなく，さらに，財政課以外の各担当課において，十分問題把握している状況とまではいえないため，各課への徹底を図る必要があると考えられる。

第3章 個別検討

第1 総務部 管財課

平成20年度実績	
補助金	総額 1億1246万1511円 (1種類)
交付金	なし
負担金	総額 1895万2630円 (6種類)
	(うち、研修年会等負担金 総額 26万4450円 (4種類))

- 1 豊田市土地開発公社運営費補助金 (1億1246万1511円)
- (1) 公社の職員給与相当分を、市が補助金として支給するもの (なお、公社には、プロパーの職員はおらず、すべてが、市の派遣職員である)。

(2) 問題点

ア 市派遣職員の給与等相当分を補助金として支給すること

イ 長期にわたる派遣があること

平成7年4月1日に公社へ派遣され、その後、派遣が繰り返され、結果、現在まで、公社で勤務したままの職員もいる。

【意見】

[1] 市職員派遣制度は、派遣期間終了後に地方公共団体の職務に復帰することを前提とした制度であって、派遣期間も原則3年以内である (例外的に5年まで延長可能で、更新もできる)。長期にわたって、派遣先の職務に従事しており、市の職務への復帰がもはや予定されていないと思われるような形で、職員派遣を更新することは、派遣法の趣旨に反する違法な疑いが強く、改善すべきである。

[2] 市職員の派遣はあくまで例外的に認められるにすぎず、プロパー職員の採用、育成を考えるべきである。

ウ 人員増員に伴う補助金の増額

バブル崩壊後の大幅な地価下落を背景として、公社の目的は変化してきており、自主的に公社を解散させた自治体も、平成19年度で24団体ある。ところが、本補助金は、平成18年度、職員9名の給与相当の8974万0904円であったところ、平成20年度では、職員11名に1億1246万1511円を交付しており、2年の間に約2272万円の増額 (約25.3%増) となっている。

【意見】

当該公社の存在意義等を踏まえて、派遣職員数も考えるべきである。職員の削減等による運営費補助金の見直しを設ける行政経営戦略プ

ランにも逆行するものといえる。

2 豊田市土地開発公社運営費負担金（土地取得事務費負担金）（538万1700円）

(1) 土地開発公社が、土地の取得、管理、処分等の業務を執行するにあたって、必要な事務費を、豊田市が一部負担するものである。土地開発公社から提出される事務費積算資料に基づいて、予算要求がなされるが、公社からの予算要求額を削減した例はない。また、予算要求に裏付け資料は添付されておらず、実績報告も何らなされていない。

(3) 問題点

ア 負担金の対象が明確でない

イ 市による負担金支出に対するチェックが何らなされていない

【意見】

[1] 市は、必要な事務費の一部を豊田市が負担するとの条項のみであるため、実際に、市が負担すべき経費の項目・範囲を明らかにしておくべきである。

[2] 予算要求にあたっては、予算積算資料の各項目を裏付ける資料、市が負担する必要性を示す資料を添付すべきである。

[3] 負担金の対象とされた経費が実際にどのように支出されたかの実績報告も受け、その検討もすべきである。

ウ 市からの補助金の必要性

公社の決算書をみる限り、毎年利益を計上し、平成20年度末で、準備金として合計16億3000万円余を計上するに至っている。

【意見】

市は、公社の決算状況等も加味したうえで、経費の負担割合を再検討すべきと考える。

3 日本不動産研究所維持会員負担金（15万円）

日本不動産研究所に特別会員として加入していることで発生する年会費で、年額15万円である。特別会員（年会費15万円）になると、鑑定料が15%割引となる。豊田市の場合、毎年、年間700万円以上の不動産鑑定を依頼しており、鑑定費用の負担削減とのことであるが、同研究所の鑑定費用が相当な価格がどうかの検証も行っていない。自治体の加入数も、全国で16にとどまる（平成16年9月1日現在）。

【意見】

日本不動産研究所での鑑定費用が相当であるかを検証する必要がある。場合によっては、指名競争入札等によって、鑑定依頼先を選定することも必要と考える。

第2 総務部 人事課

平成20年度実績			
補助金	なし		
交付金	総額	6152万3000円	(1種類)
負担金	総額	2720万9527円	(20種類)
(うち、研修年会等負担金		総額	2720万9527円 (20種類)

1 豊田市職員互助会負担金

(1) 豊田市職員互助会（以下「互助会」という）は、豊田市職員互助会条例により設置された団体で、3236人（平成20年度）の会員で構成されている。事業内容は、「退会一時金」・「退会慰労旅行費」等を給付する「給付事業」、人間ドッグなどの補助を行う「保健事業」、体育・文化クラブ活動を助成する「助成事業」などがある。

会員掛金の負担割合は、互助会規約により「本俸に1000分の5を乗じて得た額」とされている。他方、市が交付する負担金額（性質的には交付金）については、明文化された基準はなく、従前より市の人件費総額に対する割合として算出・交付されてきた。具体的には以下の実績及び予算のとおりであるが、平成17年度までは、市の負担割合は、会員掛金の負担割合（1000分の5）よりも高かった。

単位：千円

年度	H10 実績	H11 実績	H12 実績	H13 実績	H14 実績	H15 実績
交付額	107,538	86,217	73,794	92,349	90,441	87,374
市負担割合	9/1000	8/1000	8/1000	8/1000	8/1000	8/1000

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	83,138	81,075	63,642	62,963	61,523	20,000
市負担割合	8/1000	6.5/1000	5/1000	5/1000	5/1000	定額

なお平成21年度には、市負担金が大幅に減額されたために、互助会の一般事業は保健事業以外停止された状況となっている。

(2) 問題点

ア 市の負担金を給付事業の原資としないことを明文化の必要性

【結果】

市が過去に、人件費の1000分の5以上の割合で、互助会に対し負担金を支出してきたことは、互助会の歳入に占める市負担金の割合

が4割であったことや、公金が互助会の給付事業として給与とは別に支給されていたと考えられることから、地方公務員法の給与条例主義に抵触する可能性があった。

そこで平成19年度に、互助会が運用面において、一般会計から給付金会計を独立させ、会員掛金のみを繰出金として運用するようになった点は評価できる。

しかしながらこの特別会計の運用については、明確な明文化した規約・規程が存在していない。互助会の会計から会員へ直接現金が支給される制度（給付事業・助成事業）に関しては、市からの負担金を原資としていないことを規約または規程において明文化するべきである。

イ 互助会への負担金について市民に公表すべきこと

現在、互助会への負担金については、金額のみが市のホームページで公表されているが、市の負担割合、負担金の使途などについて、住民に対し、まったく公表されていない状況である。これでは住民に対し、互助会への負担金について、多くの情報が遮断されているといえ、住民が税金の使途について検討し批判する余地がほぼ皆無という状況である。

【意見】

市は現在、国からの通知にならって、市の職員への福利厚生制度（互助会への負担金額）の縮小に取り組んでいる時期である。特に従来は「人件費の一定割合」を「事業主が行うべき福利厚生事業」として、福利厚生団体である互助会に、負担金として支出してきたが、平成21年度予算からは、従前の3分の1にまで減額した2000万円という「定額」での支出を決断したのである。

そうであれば、かような市の取組みについて広報する目的も含めて、互助会の在り方及び負担金額等について、ホームページなどを利用して公表すべきだと考える。

第3 社会部自治振興課

平成20年度実績

補助金	総額	9993万7296円	(10種類)
交付金	総額	1億3761万8278円	(2種類)
負担金	総額	481万1000円	(1種類)
(うち、研修年会等負担金 なし)			

1 自治区施設の整備に関する補助金

(1) 基礎的コミュニティとしての自治区活動の推進に資する目的で、自治区施設の新築・改修等の費用を補助する補助金である。平成20年度の実績は、自治区施設の増築・改修として29件の申請がなされ合計1696万6000円が交付された。

(2) 問題点

【結果】

市は、当該補助金を交付した施設建物の登記簿謄本の提出を求めておらず、自治区（ただし登記可能な認可地縁団体）名義となっているかの確認をしていない。

本来であれば、公費が投入される地域集会施設が、自治区の財産というのであれば、財産の独立性を高め、最低限の権利の保全・明確化のためにも、自治区等の地縁団体認可を推進していくべきである。しかし、すべての自治区等についての地縁団体認可が困難というのであれば、少なくとも地縁団体の認可を受けた自治区等については、認可地縁団体名義での建物登記簿の提出を求め、所有権の権利確認をすべきである。

2 地域集会施設整備資金利子補給補助金

(1) 「地域集会施設整備資金融資あっせんおよび利子補給事業要綱」によって、地域集会施設の整備を行う自治区に対し、「資金の融資あっせん」、及び「融資を行う金融機関への利子補給」としての補助金を交付するもの。同要綱には、市が金融機関に連帯保証人になることも規定されている。保証の実績は年間1～5件程度で、保証額が合計3000万円を超える年度もあった。

(2) 問題点（市が自治区の保証する要綱内容について）

【結果】

「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」第3条によって、地方自治体は、原則として「会社その他の法人の債務」についての保証契約が禁止されている。そのため市による「自治区の債務」の保証については、同条の違反の疑いがあることから、中止すべきである。もっと

も市は、今後、あっせんする自治区について、債務保証をしないよう取扱を変更することを検討しているとのことである。

3 わくわく事業補助金

- (1) 平成17年度の豊田市の市町村合併を機に導入された補助金で、1地域会議ごとに500万円の枠の中で、地域組織や市民活動団体などに対し補助金を交付し、もって地域づくりを行う多様な担い手の育成や地域活動の活性化を図ろうとするものである。市全体の予算としては年間1億3000万円とされているが、平成20年度末までに延べ898事業が行われている。特徴としては、地域住民で構成される「地域会議」に対し、当該補助金の交付先および金額を審査するという「補助金交付決定権」を分権している点である。

わくわく事業の例としては、「川の堤防の散策路にそって水仙を植える事業（交付額10万円）」、「やぐら太鼓を通じて伝統文化を承継し子どもたちが地域に参加するきっかけをつくる事業（交付額50万円）」などがあった。

(2) 問題点

太鼓購入費（約55万円）、三味線購入費（17万円や12万円）、建屋改造費（74万円）、修繕費（10万円や14万円）など、物品の購入修繕費が高額になる傾向が認められる。特に楽器購入費では、「ブラスバンド用楽器多数」として一回の申請で108万6000円の交付を受けている団体もあった。さらに商業団体が「番組放送費」として73万1000円の交付を受けた例もあった。

【意見】

地域振興のための補助金として、高額な物品購入や修繕が、個人の技能向上等の個人的な効果に加えて、地域に広がりをもつ振興策となりうるかを慎重に吟味すべきではないか。特に高額物品の購入は、その多くが、団体が設立されたばかりの段階で、「補助金によって楽器を購入して、これから活動を始めよう」という団体が多いのではないかと推認される。それらの団体が将来にわたって存続し、かつ補助金による楽器を将来にわたって使用し続けることになるかは、未知数である。

このように補助対象経費として、疑問に思われるものが散見されるのは、地域会議ごとに交付を決定する基準を定めているからと考えられる。そこで地域会議の交付基準についても、市が一定程度の指針を示す必要があるのではなかろうか。

第4 社会部 生涯学習課

平成20年度実績	
補助金	総額 1億8669万2946円（9種類）
交付金	なし
負担金	総額 2906万4926円（4種類）
	（うち、研修年会等負担金 なし）

1 シルバー人材センター運営費補助金

(1) 福祉就業センター（ふれあいの家、山室花はうす）の施設管理等のために、（社）豊田市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）の一部職員の人件費相当分を補助金として支給するもので、平成20年度、正規職員11名、市派遣職員2名、嘱託職員3名、臨時職員20名のうち、市派遣職員2名、正規職員1名、臨時職員1名の合計4名の人件費について、総計約3290万円が交付されている。

(2) 問題点

派遣職員給与相当分及び正職員、臨時職員の給与相当分を補助金として交付していること。

【意見】

市派遣職員の人件費相当分を、市がセンターに補助金として支給することは裁判例の動向から鑑みて問題である。

また、市派遣職員以外の正職員、臨時職員は、施設管理の担当であるにもかかわらず施設管理の委託料に人件費が含まれていない。施設管理ということからすれば、施設管理の委託料に、担当者の人件費を含めることが本来の人件費支出の趣旨に合致すると思われるので、当該人件費を委託料に含めることも検討すべきである。

2 高齢者能力活用推進費補助金

(1) （社）豊田市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）の職員25名の人件費、運営費及び事業費について、総計約8289万円が交付されている。

(2) 問題点

センターへの人件費補助については、昭和55年頃から本補助金として交付していたが、平成9年に、市派遣職員分は、協会公社運営費補助金として交付するようになった。その後、施設管理担当の正規職員の人

件費についても協会公社運営費補助金で交付するようになった。しかし、人件費補助について、協会公社運営費補助金と本補助金の2本建てにしている趣旨が不明朗である。

【意見】

人件費に関する補助金については、協会公社運営費補助金固有の問題や、施設管理委託料との関係を含め、各補助金の適法性や適切性、さらには補助金交付のあり方を踏まえ全体として検討すべきである。

3 老人クラブ活動費補助金

(1) 市内の単位老人クラブが281クラブに対し、その活動費の補助として、総計約2928万円を交付している。

(2) 問題点

ア 収支全体の繰越金が各補助金額を超える金額になっている単位クラブが存在する。さらに、交付要綱上の補助金の最高額を大幅に超える繰越金を有する単位老人クラブも存在する。また、地区老人クラブ連合会も、補助金額を超える繰越金を計上しているものが若干見られる。

【意見】

本補助金は、単位老人クラブや地区老人クラブ連合会の事業を補助するものであり、補助金額を超える繰越金がある場合には、補助金制度の趣旨に照らし交付には留意が必要である。従って、単位老人クラブ毎、地区老人クラブ連合会毎に補助の必要性について再検討すべきであるし、特に、100万円近い繰越金を計上している単位老人クラブについては精査すべきである。

イ 単位老人クラブについて、収支計算報告書上、「交通費」として「10,000円」「5,000円」とのきれいな数字の記載がある。監査人の調査によると、各単位老人クラブから収支計算書が提出される際、担当課のヒアリングを受けると共に、単位老人クラブの会計帳簿等を確認するが、領収書などの根拠資料の提出は求めている。

【意見】

交通費が「10,000円」「5,000円」では、金額の適正性について疑問の余地なしとしない。ヒアリングに際しては、支出項目について、根拠資料の提出を求めるべきである。但し、例えば、電車やバスのように、領収書をもらえない交通機関も存するので、かかる場合は、各乗降駅とその区間の金額を厳密に計算すべきであるし、車移動の場合には、予め移動距離によるガソリン代の一覧などを作成し、計算方法を

周知させるなど、交通費として適正な支出を指導すべきである。

4 とよたものづくりフェスタ開催負担金

(1) トヨタスポーツセンターで行われている「とよたものづくりフェスタ」を開催するための負担金であり、実行委員会に対し、総計約2076万円が交付された。「とよたものづくりフェスタ」は、トヨタ技術会による「TESフェスティバル」との共催で行い、事業全体としては「わくわくワールド」という名称で開催されている。

(2) 問題点

ア 協定書第1条は、実行委員会が「とよたものづくりフェスタ」およびその関連事業等の実施との記載がされているだけで、具体的な内容やその方針などの記載がない。

【意見】

負担金を交付する以上、負担金を交付する対象事業あるいはその当該事業の方針や方向について具体的に記載する必要がある。特に、豊田市が実行委員会に負担金を交付する必要性を明らかにする必要がある。毎年、来場者に対してアンケートを実施しているのであるから、アンケート結果をふまえ、翌年度の方向・方針の具体化を検討すべきである。

イ 実行委員会の委員選任規定の明確化

実行委員会には、実行委員会規約が存在するものの、実行委員会委員の選任に関する条項が存在しない。平成20年度のフェスタ実行委員会委員の構成をみると、実行委員会から事業の再委託を受けている豊田クリエイティブクラブが委員として参加している。

【意見】

実行委員会委員の選任過程が不明朗である。本フェスタについては、毎年、実行委員会の協議により、事業計画が検討され収支予算が決定される所、実行委員会から事業の委託費が支払われる団体が実行委員会の委員となるのが適切なのか否かについても再度検討をふまえた上で、委員の選任に関する規定を明確化しておくべきである。

ウ 委員会規約に出納に関する取り扱いを明確化すべき

出納に関する事務は重要であるにもかかわらず、負担金の取り扱いについて、市と実行委員会との協定書第5条で事業完了後の余剰金の返還、第6条で事業の結果及び決算の報告をすることが規定されているのみで、実行委員会の規約上、出納に関する定めがなされておらず、

責任の所在が不明確である。

【意見】

実行委員会規約の中に出納に関する具体的な規定を設けて、責任の所在を明確化すべきである。例えば、「負担金については、乙の構成員のうち、〇〇が管理することとし、入出金については詳細に出納帳を作成すること。」等の規定を設けるべきである。

エ 実行委員会方式での再委託

ア) 会場設営及び全体運営について、平成16年度は随意契約、平成17年度はプロポーザル方式にて選定していたが、平成18年度からの会場設営は、A社と随意契約により再委託している。その理由は、平成18年度からトヨタ技術会との共催となり「TESフェスティバル」運営に精通しているからということである。

イ) 親子参加型競技運営については、「科学創造フェスタ」の頃から、豊田クリエイティブクラブとの間で随意契約により再委託している。その理由は、運営ノウハウや人的なネットワークが構築されているからということである。

ウ) 特別出演者等の企画・運営は、平成18年度以降、プロポーザル方式にて再委託先を選定しており、毎年違う業者に再委託している。

【意見】

特別出演者等の企画・運営は、毎年プロポーザル方式で選定していても、何ら問題なく事業が出来ているのである。随意契約が本当に必要なのか、全体的にプロポーザル方式で選定できないのかについて、実行委員会に対して詳細な検討を求めるべきである。さらに、実行委員会による再委託自体をも再検討することが必要と思われる。

オ 今回の監査で、実行委員会と随意契約の相手先であるA社との間の契約について、契約書が取り交わされていないことが判明した。

【意見】

契約書を作成することにより、契約当事者はもとより対外的にも権利義務が明確化されるのであって、実行委員会としては、相手方業者に対する支払いが発生する以上、契約内容を明確化することは当然である。従って、今後、実行委員会に対して、契約書の取り交わしをさせるべきである。

第5 社会部 足助支所

平成20年度実績

補助金	総額	5 2 2 4 万 8 0 0 0 円 (8種類)
交付金	総額	1 7 0 9 万 0 3 5 0 円 (3種類)
負担金	総額	1 6 1 万 6 5 8 9 円 (7種類)
		(うち、研修年会等負担金 総額 2万2200円 (2種類))

1 豊田市観光振興団体事業補助金について

(1) この補助金は、市政発展に伴う観光資源の育成・保護及び対外的な誘致宣伝や宣伝媒体の作成、誘客のための催事を振興とともに、次代を担うべき後継者を育成すること目的に、足助地区では、足助観光協会に交付される補助金である。合併直後の平成17年度には400万円であったが、平成20年度実績は1600万円と大幅に増額されている。

(2) 問題点 (株三州足助公社への業務委託費について)

平成20年度は補助金のうち約700万円が業務委託費として、市から足助観光協会を通じて、(株三州足助公社に支払われている(株三州足助公社は、市が71%出資した外郭団体であり、市から観光施設の指定管理や駐車場管理の委託を受け、それらにて業務を成り立たせている)。足助観光協会から同公社への業務委託費は、平成19年度よりも256万円の増額となっているが、市は、具体的な委託業務内容は把握していない。

足助観光協会が業務委託費として高額な金額を支払うことになっているのは、同協会は150の会員を擁する組織ではあるものの、実際に事務を担当しているのは、(株三州足助公社内の観光営業部門担当者3名だからである。

足助観光協会の非常に多岐にわたる業務について、仮に専従担当者が3名必要だとしても、700万円では到底、それらの人件費を賄うことができないことからすると、足助観光協会の実際の事務運営は、(株三州足助公社(広く言えば豊田市)に多大な援助を受けている関係ともいえる。

しかしそもそも市が、観光事業の発展に力を入れるのは、観光地が市の重要な情報発信の起点となり、市をアピールする効果もあるし、市民にとっても憩いの場を提供する意味もある。そして地元への観光客受け入れによる経済的効果も期待できるからである。

特に足助観光協会の活動による経済的効果の試算については市はしていないが、足助観光協会が150もの個人・団体から組織される団体とい

うことからしても、足助観光協会は、会員の経済的利益の増加が大きな目的といっても過言ではないであろう。

【意見】

[1] 市は足助観光協会から(株)三州足助公社に支払われる業務委託費の内訳及び金額の適正性について、改めて検討すべきである。

[2] 足助観光協会の収入から「渋滞対策費」を除くと、補助金収入は約68%を占めているにもかかわらず、同会会員からの会費収入は全収入のうちの9.1%、対補助金比としても18%しかない状況である。

もちろん会員による観光事業への無償労務提供も多大なものがあることは想像できる。しかし金銭面に限ってみれば、足助観光協会は補助金の受け皿的意味が強く、しかも実働担当者も、市が出資した法人の担当者であることからすると、足助観光協会が、地区住民中心の自立した実態を有する組織というには、多少の疑問が残る。

よって市は、足助観光協会がより実質性を有した自立した組織として育つべく、指導をしつつ、会費収入と補助金の金額・あり方について検討すべきではないかと思われる。

[3] 足助観光協会の実働担当者は、(株)三州足助公社の職員であるが、そうすると足助観光協会と(株)三州足助公社との組織としてのすみ分けや、活動内容の線引きが、非常に不明確になっている状況である。

そして、(株)三州足助公社の役割が大きい分だけ、逆に民業の圧迫や民業の自立的成長の妨げになっていないかも含めて、足助観光協会と(株)三州足助公社との業務の明確な線引きを行うべきではないかと考える。

第6 福祉保健部 総務課

平成20年度実績

補助金	総額	35億5076万3179円	(15種類)
交付金	なし		
負担金	総額	5億0239万0694円	(3種類)
	(うち、研修年会等負担金	なし)	

1 社会福祉法人豊田市社会福祉協議会（以下、「市社会福祉協議会」という）への運営費補助金

- (1) 市社会福祉協議会は住民主体の理念に基づき設立された民間組織ではあるが、他方、豊田市が、基本財産3億6600万円のうちの42.6%を出捐していることから、かなり行政と密接な関係をもつ組織といえる。この補助金は、毎年2億5000万円前後で推移しているが、平成20年度では、市派遣職員6名、正規職員23人、特別任用職員8名及び臨時職員24名の人件費に充てられた。

(2) 問題点

ア 派遣職員の必要性及びその人件費が高額であること

派遣職員の人件費については、1名分の平均的人件費は約1164万円（平成21年度予算）と高額であり、補助対象者47名中5名の人件費で補助金の22.8%と高率を占めている。派遣職員で支所長に3名就任しているところ（平成20年度）、市退職者も支所長に就任しているが、市退職者の平均年収は335万円である。とすると、派遣職員を支所長に就任させて、高い人件費を補助金として支払う必要があるかは、はなはだ疑問である。

【意見】

派遣職員については、派遣の必要性を再度吟味するとともに、市社会福祉協議会内のポストが、市の役職ポストの一部となっているかのような疑いもたれることのないよう、派遣先の業務についてもより慎重を期すべきである。

イ 収入構造について

市社会福祉協議会の収入元をみると、民間組織という建前ではあるが運営費補助金が全収入の13%前後を占め、補助金に頼った運営がなされているともいえる。

【意見】

確かに市社会福祉協議会に対して、「会費収入」を主要財源にする

ことを要請することには無理があるかもしれない。しかし市社会福祉協議会が、これまでに地域住民の参画及び連携による地域福祉実現を推進することを、住民に向けて強くアピールしてきたのかというと、必ずしも疑問なしとはできない。今後、市は派遣職員の人数を減員していき、ゆくゆくは、市社会福祉協議会には、派遣職員もない体制での運営を申し入れることも十分考えられる。その時になっても、市社会福祉協議会が自立して主体的に活動ができるような体制にすべく、今からいろいろな課題に取り組むべきではないか。

2 社会福祉協議会事業補助金

- (1) 市社会福祉協議会が行う「福祉団体活動助成事業」及び「福祉啓発事業」に対し交付される補助金である。金額は、年間約174～約580万円で推移している。
- (2) 問題点（福祉団体活動助成費について）

福祉団体活動助成とは、市社会福祉協議会が、福祉団体に対し活動費や事業費についての助成金を出すものであるが、市はそのうちの2分の1の金額を補助している。しかしながら市は、市社会福祉協議会の助成金の交付要綱や基準も入手しておらず、さらに「市社会福祉協議会が助成金として交付した団体が提出する実績報告書」についても詳細を確認していなかった。また、市の複数の課から同一の福祉団体に（補助対象とされる経費は異なるものの）2種類の補助金が交付されていた実態が判明した。

【結果】

福祉保健部総務課による現行の補助制度については、十分な公益性が確保できるように見直しを行う必要が認められる。

すなわち、市として「市社会福祉協議会を通じて補助金を交付する」というシステムの妥当性、市による市社会福祉協議会の助成団体への補助金の公益性の有無、市の別の課が補助金を交付しているのに重ねて補助金が交付されていることを改めて再検討すべきである。そして市から1つの福祉団体への補助金は、性質として運営費補助または事業費補助で2本であっても、1つの所管課が福祉団体の活動や収支を把握して、交付決定すべきである。

3 地域医療提供体制強化費補助金

- (1) 社団法人豊田加茂医師会が行う保健福祉との連携促進事業、病院と診療

所の連携促進を図るための事業などを補助し、地域医療提供体制の強化を図ることを目的とするものである。なお社団法人豊田加茂医師会は、豊田市及びみよし市の開業医及び勤務医で構成されている社団法人である。ここ数年、実績予算ともに600万円である。

(2) 問題点

【意見】

[1] ファクシミリによる患者の紹介業務への補助もあるが、平成20年度の本補助金の支出実績をみてもFAXのリース料が308万円、FAX通信費が92万円との合計400万円が支出されている。平成14年度外部監査で指摘されたとおり、他の手段による目的達成が考えられるところ、FAXの方法に頼り補助金を使い続けることに疑問がある。そこで、情報システムの構築を早急に行うべきである。

[2] 地域住民への啓発事業の報償費のうち福祉健康フェスティバルの公演料として、平成20年度は147万円の支出をしている。このフェスティバルは年1回開催されるが、その回数等から見て地域住民への啓発の効果が実際得られているか、検証する必要がある。

4 へき地医療拠点病院運営費補助金

(1) 市内にあるへき地医療拠点病院の運営に要する経費に対して助成することにより、へき地における医療体制を確保し、市民の健康増進と福祉の向上を図ることを目的とする。医師の給与の手当、人員確保のための活動及びその宣伝費、研究研修費を補助の対象とするもので、平成20年度実績、平成21年度予算ともに6000万円である。

(2) 問題点

人員確保のための活動宣伝費とあるが、その内容が不明瞭である。

【意見】

へき地医療の必要性、充実度の向上という観点から人材を確保する必要性は認められるものの、具体的にどのような活動、宣伝を行い、どの程度の効果があったのか、市としての確認、その手法の検証や見直しの軌跡が明らかではないので、今後は詳細な実績報告をさせるべきである。

第7 福祉保健部 障がい福祉課

平成20年度実績			
補助金	総額	12億6749万6855円	(17種類)
交付金		なし	
負担金	総額	201万8550円	(10種類)
	(うち、研修年会等負担金 総額	21万4550円	(8種類))

1 豊田市福祉事業団運営費補助金

(1) 社会福祉法人豊田市福祉事業団（以下、「福祉事業団」という。）とは、豊田市の全額出資により設立された社会福祉法人であり、知的障がい児通園施設や、障がい福祉サービス事業「第二ひまわり」「暖」「けやきワークス」（以上3施設で豊田市障がい者総合支援センターを構成）の管理経営等の事業を行っている。本補助金は、福祉事業団が行う事業を推進するために、必要な経費（人件費と総務的経費の一部）を補助するものである。

(2) 問題点

ア 長期にわたる派遣

福祉事業団には、市から職員が派遣されているところ、派遣職員の派遣期間については、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律で、原則3年、特に必要と認められる場合には5年と定められている（例外的に更新はできる）。しかし、今回調査したところ、派遣が、繰り返された結果、5年を超える期間派遣先で就労し続けている職員がおり、なかには、福祉事業団へ派遣するために市の職員として採用され、約14年間、派遣職員となっている者もいることが判明した。

【意見】職員派遣は、一般採用された公務員を一定の必要に応じて派遣する制度であって、派遣のための採用は認められない。市が直営で行わないのであれば、公務員として採用し派遣を行うのではなく、そもそも福祉事業団がプロパー職員として採用すべきであると考えている。

イ 補助金と指定管理料について

福祉事業団プロパー職員の人件費については、平成19年度までは、補助金でなく、指定管理料にプロパー職員の人件費分も含めて支払っていたものを、平成20年度からは、補助金として支払っている。

しかし、指定管理の考え方によれば、本来、当該施設管理に要する人件費相当額も指定管理料に含めると考えるべきである。ただ、指定

管理料に人件費を含めると、人件費分についても、消費税が発生してしまうことから、補助金で人件費相当分を交付することにより、その分の消費税を免れることはできるが、このような運用が相当かについては、慎重に検討すべき課題である。

【意見】人件費相当分を補助金で交付することによって、その分の消費税を免れることができるとはいえ、本来的には、もととなる指定管理料自体の削減を図るべく、指定管理者の公募等が可能かを検討すべきものである。また、補助金方式でプロパー職員の人件費を支出する場合においても、協定書において、指定管理業務の対価が、指定管理料のみでなく、補助金交付額が含まれることを明らかにすべきである。

2 豊田市福祉車両運行事業補助金

(1) 本補助金は、身体に障がいがあるため公共交通機関等の利用が困難な障がい者の社会参加の促進等を図るため、移動の手段を確保する福祉車両運行事業（以下、「事業」という。）に対し、その経費の一部を補助するものであり、人件費、燃料費等の実費に応じて支払われる。本補助金は、豊田市生活交通運行事業者協会（以下、「協会」という。）に交付されている。

(2) 問題点

ア 実績報告書の確認

ア) 協会は、毎月実績報告書を市に提出しているが、そこで示されているのは、毎日の走行キロ数、使用燃料の量、利用延べ回数、利用延べ人数と、利用料金であり、年度末に提出される実績報告書には、裏付となる帳票類は添付されていない。

イ) 今回調査したところ、平成20年度の「福祉車両事業月別利用実績表」の利用料金について、毎月の報告書とも、事業収支決算書とも、数字が著しく違い、誤記があるのが明らかであるにもかかわらず、そのまま資料として添付されていた。よって、市は、事業報告書の内容をチェックすることなく受領していたものといえる。

【結果】実績報告書が提出されているが、担当課においては、協会から提出される事業収支報告書と「福祉車両事業月別利用実績表」の照合さえ十分になされていない点は、改善すべきである。

【意見】決算書に示された個々の経費については、必要に応じて、領収証等を添付させ、その正確性、妥当性を確認すべきである。

イ 実績報告書等の作成日

ア) 平成20年度の実績報告書の日付は、平成21年3月31日付であり、障がい福祉課が同書面を受領した受付印も、平成21年3月

31日となっている。しかし、福祉車両の運行は、毎年度末の3月31日まで利用されているのであって、その日の集計をしたうえで、協会が、当該年度の収支決算書と月別利用実績表を作成して、実績報告書に添付して、3月31日に、障がい福祉課に提出することは現実的に不可能と考えられる。

イ) しかも、上記実績報告を受けて、市と協会との間で、協定書の日付も平成21年3月31日付となっており、会計年度を形式的に遵守しようとした結果、実績報告書等の日付を遡って3月31日としている疑いが極めて高い。

しかし、会計年度との関係であれば、あくまで、3月31日までに支出した金額が確定されればよいのであって、豊田市補助金等交付規則においても、実績報告書の提出について、4月10日までに提出すれば足りるとしている。

ウ) このような形で日付を遡った書類等を作成すると、書類に対する信用を失うものである。

【結果】形式的に日付を取り繕うために、書面作成日を遡らせたり、受付印を遡らせたりすることは、日付を記す意味を失わせるものであって、今後、やめるべきである。

【意見】もし、4月10日までに実績報告書を作成することが困難であれば、補助金等交付規則の改正も含め、4月10日という提出日について再検討してもよいと思われる。

3 豊田市身体障がい者福祉工場運営費補助金

(1) 身体障がい者福祉工場とは、作業能力はあるが、人間関係や健康管理の面で、民間企業への就職が困難である身体障がい者の社会参加等を目標とする施設であり、民間企業と同様に、雇用契約によって就労し、最低賃金法の適用を受けるという特徴を持つものである。本補助金は、身体障がい者福祉工場の運営に要する経費に対して補助をするものである。

(2) 問題点

ア 交付額について

本補助金の交付金額については、交付金額を国の基準と、「補助対象経費の実支出額から収入額を控除した額」等を比較したうえで、少ない方の金額を交付することとされているところ、平成16年度から平成20年度まですべての年度で、国の補助基準額と、対象経費の実支出額に基づく金額が一致していた。また、当初の交付決定書には、「国の補助基準額が決定後に、本補助金の変更交付申請を依頼する」旨の文言が付されており、これらの交付決定の仕方や交付申請から交

付までの工程からすれば、市と、交付先である身体障がい者福祉工場が、意思を通じ、交付申請金額を定めるにあたり、国庫補助基準と、「補助対象経費実支出額からその他の収入額を控除した額」が一致するように申請させていると思われる。

しかし、このような操作は、国の基準額と比較するという、補助金額算定方法の趣旨に反するものであり、するべきではない。

【意見】今後、交付申請にあたっては、国庫補助基準額と、対象経費の実支出額から収入額を控除した額とをあえて一致させることはやめるべきである。

イ 補助対象経費について

補助金の交付要綱においては、補助対象経費として、「福祉工場を運営するために必要な職員人件費、旅費、庁費、被服手当、嘱託医手当、身体障害者保健衛生費等」と記載されているところ、今回、平成16年度から平成20年度までの福祉工場の資金収支予算書等を検討した結果、娯楽費や音楽活動費に対しても補助金の対象となっていた。しかし、本補助金は、工場の運営費最低限必要な経費について補助することを目的とするものであると考えられるため、本補助金の対象範囲、額について再検討する必要がある。

【意見】本補助金の交付額決定にあたっては、費目ごとに、工場の運営に最低限必要な費目であるか否かを確認することが必要であると思われる。

4 豊田市民間社会福祉施設運営費補助金

(1) 本補助金は、民間社会福祉施設における利用者の処遇向上と健全経営の助長を図るためのものである。

(2) 問題点

ア 実績報告書の提出期限について

本補助金交付要綱においては、実績報告書の提出期限を「翌年度の4月15日まで」と定めているが、豊田市補助金等交付規則においては、実績報告書の提出期限について、「完了等の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日」とされている。ここで、規則は要綱の上位規範であり、要綱は規則に反する内容を定められないものであるから、本補助金交付要綱は問題である。

【結果】本補助金交付要綱の実績報告書の提出期限を豊田市補助金等交付規則に反しない内容に改正すべきである。

イ 実績報告書の日付について

今回の調査において、本補助金につき、担当課から、各施設に対し

て、平成20年度からは、交付金額に変更が生じる施設については、実績報告書の日付を3月31日付にするように、申し入れをし、市も、3月31日付で処理していたことが判明した。

しかし、3月31日までの利用結果を記載する実績報告書を3月31日に市に提出することは不可能であると考えられるため、実績報告書を3月31日付で提出させ、3月31日付で処理することは、日付の操作を行うことにより、文書に実際とは異なる文言を記載することが当たり前となり、結果として、文書改ざんに対するハードルが低くなりかねず、問題である。

【結果】 実績報告書の日付は、実際に実績報告書が提出された日付で処理されるべきであり、各施設に対してなした実績報告書を3月31日付にするとの申し入れは撤回するべきである。

第8 産業部 農政課

平成20年度実績			
補助金	総額	1億2831万3697円	25件
交付金	総額	1億0340万6157円	1件
負担金	総額	3941万1831円	19件
		(うち、研修年会等負担金 総額	27万5100円 (7種類))

1 利子補給関係の補助金

(1) 種類

利子補給関係の補助金としては、①農業近代化資金利子補給補助金、②農業経営基盤強化金利子補給補助金の2つが存在している。

(2) 両者の概要

一般的な借り入れの利子補給として農業近代化資金利子補給補助金を用いると、金額が高額に及ぶ場合に農業経営基盤強化金利子補給補助金を用いるとの説明があり、市における運用面においても愛知県の運用に準じた扱いとなっている。

(3) 問題点

制度上、両補助金においては複数の金融機関で利用できるにもかかわらず、いずれもごく限られた金融機関での利用実績しかないことが判明した。

【意見】

制度上複数の金融機関の選択肢があるのであるから、両補助金を利用した融資の申込みがある際においては、場合によっては窓口において複数の金融機関が選択肢にあることを示し、複数の金融機関間で条件競争となる状況にし、利用者たる農業者がより有利な借り入れを行えるよう指導することを考えてみる価値はあるのではないかと思われる。

2 豊田市中山間地域等直接支払交付金

(1) 目的

中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保するために、集落等が行う経費に対して交付金を交付することである。

(2) 問題点

ア 不適切事由等があった場合の返金措置

本交付金は市と集落の間で結ばれる集落協定に基づき交付される交付金であるが、集落が取組を行わず、或いは客観的に行い得なく成ったような事情がある場合においては、不適切事由等が存在するものとして返金の扱いがとられている。

【意見】

[1] 返還事由の明記

集落協定のひな形中においては、返還事由について明定されている部分はない。この点については、協定上返還についての規定を定めるべきである。

[2] 協定締結段階の審査体制の強化

豊田市中山間地域等直接支払交付金における返金（予定）事例においては、協定締結段階の審査体制の甘さのために返金事由が発生しているものが多く、栽培品目を間違えている事例が目立つ。現況の取り違えを防ぐべく、協定締結に先だって現況の写真の添付を要求するなど、書面審査においても十分現況を把握できるシステムを構築すべきと考える。

イ 豊田市中山間地域等直接支払交付金の収支実態の把握状況

豊田市中山間地域等直接支払交付金の収支実態については、毎年、集落からの報告をもらう形で収支実態の把握を行っているものの、個人への分配分の用途等についてはまでは報告がなされていない。もともと、個人配分については、所得保障的な意味合いをもっていることから、国の方針としても報告を求めている、とのことである。

【意見】

収支報告管理の強化

国の方針に反することになるかもしれないが、交付金の支払規模からすれば、約5000万円もの個人配分分について報告を求めないのは問題であると考えます。

5 とよた食肉感謝の集い事業負担金

(1) 目的

食肉センターに対する地元住民の理解に感謝するとともに、市民に安

全な食肉供給基地としての役割をPRする

(2) 問題点

負担金の決定方法

負担金の決定方法については、平成19年までは、前例踏襲の形で各回120万円の負担を行ってきた。

【結果】

第14回までの負担金について、基本的に前例踏襲であり、何故負担金額がこの金額なのかという発想に欠けていた点があるといわざるを得ない。

今後も前例踏襲とならないよう、毎回負担金額を精査の上決定することが望まれる。

6 「会費」としての負担金

(1) 種類

市産業部農政課所管にかかる負担金のうち、平成16年以降発生したもので明確に会費として支払われたものとしては、①j.p.都市農村交流推進協議会会費、②全国農村アメニティ協議会会費、③愛知県都市農村交流推進連絡会会費、④財団法人都市農山漁村交流活性化機構「賛助会費」の4つがある。

今回検討した各種会費については、産業部農政課において一応の検討がなされており、各種団体から随時脱退をし、平成22年度以降についてはこの種の会費は全て存在しない状態となる。

【意見】

このような各種団体に入ることそれ自体については、入会時に必要性・相当性等が十分検討されていれば問題のないことであるが、今後も、一旦入会したからといって以後必要性の検討をおろそかにすることのないようにすべきである。

7 豊田市担い手育成総合支援協議会負担金

(1) 目的

担い手育成総合支援事業を実施するに当たり、担い手の育成・確保を強化し、望ましい農業構造の確立等に資することを目的とする。

(2) 問題点

豊田市担い手育成総合支援協議会は、問題ある「協議会方式」を採用

する団体といわざるを得ず、市以外の構成員が存在するにも関わらず、これらの構成員の活動実態が殆ど無く、運営が事務局員を兼任する市産業部農政課職員に依拠している。

【意見】

他の構成員に対しても一定程度の事務分担を行ってもらいなどし、専ら事務局員を兼任する市産業部農政課職員に依拠する状況を改善するほか、収入面においても他の構成員から負担金を徴収するなど負担の公平化を図る必要があると考える。

8 愛知県山村花き品評会負担金

(1) 目的

愛知県における山村花き栽培技術と品質の向上を期するとともに、この消費宣伝を図り、もって山村花き営農の安定的発展を期する。

(2) 品評会の中止

愛知県山村花き品評会に出展し賞をもらっても販売に結びつかない実態があり、以前より市内外においてもそのような話が度々出ていた。

その結果、平成22年度で品評会自体をやめることとなった。

【意見】

[1] 中止決定について

予算の推移などを見ると、毎年17万1000円という前例踏襲の金額が毎年続いており、これまでも効果に疑問が呈されながらも平成22年度迄やめるとの決断がなされなかった点においては、何故そのような決断されなかったかを再度検討し、同種事案に対する教訓とする必要がある。

愛知県山村花き品評会中止の件については、愛知県が主導権を握っており、愛知県との連絡体制を見直す必要があるものと考えられる。

[2] 金額の定め方について

愛知県山村花き品評会のように毎年開催される行事など、いわゆる定例開催が予定される行事の負担金については、各年度ごと、予定される事業規模や事業内容が市にもたらすであろう効果を十分検討した上で、前例踏襲型ではなく随時決定によって負担金額を決定することが必要と考える。

第9 建設部 公園課

平成20年度実績

補助金 総額 1億4425万4126円（3種類）

交付金 なし

負担金 総額 1318万7425円（24種類）

（うち、研修年会等負担金 総額 37万4900円（11種類））

1 花のあるまちづくり事業補助金

(1) 市民の花づくり活動を支援することにより、花のあるまちづくりを推進し、潤いと安らぎある美しいまちづくりを図ることを目的とするものであり、市が補助金を公園緑地協会に交付し、この資金で公園緑地協会が団体に補助する制度（このように団体に補助し、団体から交付先に補助する制度を「間接的補助」と名付ける）であり、平成20年度は約949万円を協会に対し交付している。

(2) 問題点

本件補助金については、市から公園緑地協会へ補助金が交付され、公園緑地協会が各民間団体の事業内容、団体の状況を判断し、団体に対して補助金を支給する間接的補助金の方式が採用されている。

しかし、間接的補助金の仕組みには地方自治法第232の2の趣旨に反するのではないかと、補助金を交付する団体として適切な団体かどうかの判断過程まで間接的なものになるのではないかと、団体の補助金利用についての管理も間接的なものになり、他用途利用などの濫用防止を十分に図れないのではないかなどの問題があり、間接的補助金の仕組みを採用することは原則として許されない。

【結果】

本件花のあるまちづくり補助金に関しても間接的補助金の仕組みを採用することは適当ではない。

2 豊田市協会公社等運営費補助金

(1) 補助金の交付対象者である公園緑地協会が公益を目的とする事業を推進するために必要な経費を補助し、その運営体制の充実及び住民福祉の向上を目的とし、平成20年度は市の派遣職員が6人、正規職員が8人、特別任用職員が9人、臨時職員が7人（内、緑の相談員5人）の人員費総額約1億3438万円を交付した。

(2) 問題点

ア 公園緑地協会運営費補助金の意味について

【結果】

市の役割と、公園緑地協会の役割を十分に検討し、人件費の抑制をはかるべきである。公園緑地協会には緑の募金活動による自主財源を元にした事業という本来の事業がある。募金事業は高度に公共性、公平性、透明性が要求される事業である。平成20年度は2387万3268円もの募金収入があったが、収入の構成比からすると4.1%になっており、収入面からすると公園緑地協会の事業の中では、非常に少ないものとなっている。公園緑地協会がすべき事業について十分に区分し当該事業に見合った人件費を検討すべきである。

イ 要綱についての確認

公園緑地協会では、平成16年度から平成18年度には、使用人兼務ではない常任の副理事長の人件費が補助金として交付されていた。豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱第5条2号は公園緑地協会には適用がない（同要綱別表参照）のであり、要綱の適用を誤った運用がなされていた。予算要求上も当該規定が根拠となっていた。

監査人が豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱第5条2号を適用する誤った運用について指摘したところ、『補助要綱には常勤職員、特別任用職員、臨時職員という規定となっているが、市派遣職員が協会公社等へ役員として派遣される場合であって補助対象としていることなどから副理事長の人件費についても補助対象とする判断をしたものである。』との回答であった。すなわち、同要綱第5条2号の適用ではなく、第5条1号を合理的に解釈し、文言上含まれない副理事長の人件費についても消費税対策の必要性から運用により補助金を交付したという趣旨であろう。

しかし、このような安易な合理的解釈を許すのであれば、補助金交付の範囲が広がりすぎることになり、要綱上別表まで設けて協会公社により1号と1号及び2号の適用があるかを峻別した趣旨を没却しかねない。

【結果】

従って、合理的な解釈として1号を適用するようなことは許されない。

このような要綱適用上の誤りについては、副理事長の人件費についてどの要綱が適用されるか、しっかり精査をしていない市のチェック体制にも問題がある。

第10 都市整備部 都市整備課

平成20年度実績			
補助金	総額	2億7755万0869円	(3種類)
交付金	総額	5800万0000円	(1種類)
負担金	総額	12億2925万5000円	(3種類)
	(うち、研修年会等負担金		なし)

- 1 都市整備公社運営費補助金（1億7725万0869円）
（財）豊田市都市整備公社に対する人件費の補助である。

(1) 問題点

ア 市派遣職員と補助金

市派遣職員の給与等相当分を、補助金として支給すること

イ 人件費の計上方法について

都市整備公社は、一般会計と特別会計に分かれているが、平成19年度の定期監査において、特別会計の人件費に臨時職員分のみが計上されており、駐車場管理運営事業等（特別会計の事業）に関与している正規職員の人件費分が特別会計に全く計上されていない点が指摘されていたが、改善されていなかった。

【結果】

特別会計にかかる事業活動に、従事している人件費については、その従事している割合に応じて、特別会計に計上しなければならない（なお、本年度の公社特別会計の補正予算等において、改善措置をとるとのことである。）。

(2) 都市整備公社の存続問題

「平成18年度 豊田市協会公社等運営評価報告書」では、市派遣職員に依存した団体運営であって、市に依存しない団体運営は難しいこと、財政面でも市補助金に依存しており、団体の財政的自立度も低いこと等から、平成20年度に廃止する前提で検討すべきとの指摘がなされていた（公社からは、事業継続を前提とする経営改善方針がだされている）。

【意見】

豊田市では、平成21年度にも、職員の大半を派遣職員で組織している団体は、再度、法人運営のあり方を検討していくことが必要との考えを示しており、（財）豊田市都市整備公社については、改めて、廃止を検討すべきものとする。

- 2 土地区画整理事業に対する補助金等

(1) 組合施行の区画整理事業に対する補助金等

現在、施行中の浄水土地区画整理事業の内容とこれに関する補助金等は次のとおりである。

事業計画内容 [平成21年12月25日に、第8回目の事業計画変更]	
① 事業期間	平成5年度～平成24年度⇒平成5年度～平成27年度
② 総事業費	350億円⇒302億円

	内 容	20年度実績
組合等土地区画整理負担金	国庫補助対象事業（都市計画道路事業）は都道府県が補助事業者となり，市は負担金を支出	75,375千円
土地区画整理交付金	国庫補助事業としての都市計画道路の整備にかかる事業のうち，浄水駅や病院などへのアクセス道路の整備を図るためのもので，市が補助事業者となるもの	58,000千円
土地区画整理事業補助金	国庫補助対象事業である都市計画道路を除く道路や公園等に対するもので，市が組合に補助金を交付	100,000千円

(2) 市施行の区画整理事業について～土地区画整理事業負担金～

現在、施行中の土地区画整理事業に関する負担金は次のとおりである。

	対象事業の事業計画	20年度実績
豊田土橋土地区画整理事業負担金	平成9年度～28年度 総額 1,674,000千円	1,063,880千円
豊田寺部土地区画整理事業負担金	平成20年度～28年度 総額 5,116,000千円	90,000千円

(3) 問題点

土地区画整理事業については，組合施行，市施行ともに，国庫補助事業にかかわる部分が多いが，実際には，保留地処分額が，計画金額を上回り，事業計画どおり，国庫補助金を受けられるにもかかわらず，保留地処分額で国庫補助金分を補い，早期に事業を終了する場合も多いようである。ただ，区画整理事業も，一定年月を要する事業であって，保留地処分価格も予測しづらい部分もある。

【意見】

市としては，多額の補助金（組合施行の場合には，補助金だけでなく，国庫補助事業との関係での負担金，交付金がある）を支出して進める事業である以上，国庫補助金等の財源を予定するのではなく，すべての工事の契約が，適正に行われるよう注意を払っていくことが必要である。現在でも，組合施行の土地区画整理事業は，工事請負委託業務規程等を定め，豊田市契約規則を準用し契約等を行っているが，今後も工事請負契

約後の契約変更の要否も含め、適正で効率的な事業の執行に努めていく必要がある。

3 まちづくり協議会補助金

(1) 内容

まちづくり（区画整理事業，再開発事業，公園・道路整備事業，地区計画の策定等による住環境の改善を図ることをいう。）に関する事業を目的とする「まちづくり協議会」に対する補助金である。補助対象経費の10分の9以内で，30万円を限度とする（通算3年を超えることはできない）。

平成20年度では，藤岡飯野地区に30万円（平成21年度予算21万円）が交付され，平成21年度予算では，豊田駅地区を考える会に対しても，新たに，21万円の予算が組まれた。

(2) 問題点

豊田駅前地区を考える会については，今年度の活動が不確定であったため，「まちづくり協議会」としての認定はなされておらず，平成21年度中には，執行されない見通しである。

【意見】

まちづくり補助金については，一団体年間30万円を限度とするものであるが，補助金交付をするか否かについては，予算要求段階から，団体から事業計画を出させるようにすべきであって，そのうえで，慎重な審議をすべきである。

第 1 1 子ども部 保育課

平成 2 0 年度実績

補助金	総額	1 0 億 3 2 8 9 万 5 2 6 3 円 (1 4 種類)
交付金	総額	1 億 2 4 2 0 万 2 0 0 0 円 (1 種類)
負担金	総額	5 3 9 万 1 8 5 3 円 (2 4 種類)
(うち, 研修年会等負担金		総額 1 8 万 3 1 6 0 円 (3 種類))

1 豊田市私立保育所運営費補助金

(1) 豊田市内に設置された私立保育所の職員の処遇向上, 施設の運営改善及び保育内容の充実を図るため, 市内 1 2 ヶ所の私立保育所に対して, 総合計約 5 億 3 9 2 9 万円の補助金が交付された。児童福祉法上, 私立保育所に対しては, 市の支弁及び国の負担の規定があり, 豊田市と国が保育所運営費を交付し, その人件費・管理費・事業費の一部を賄っている。本補助金は, 保育所運営費に加え, 公立こども園の保育士と同等の給与水準となるように, 私立保育所の保育士等の人件費を補助するものである。

(2) 問題点

保育所については, 公立・私立の区別なく, 市が園児の募集から入園手続きを行い, かつ, 保育料等も同額として一律に取扱をしており, すべて市が管理監督していることとなる。公立保育所, 私立保育所の定員合計に対し, 全体として 1 8 3 6 名もの定員割れとなっているにもかかわらず, 保育所が合計 6 5 園存在することは, 在園児の数と保育所の数について, 適正性に疑いがある。

【意見】

一つの保育所を適切に維持管理するためには, 当然, その施設そのものの物的資産, 一定数以上の職員, 保育士などの人的資産が必要となるのであり, 定員割れの状態では, これらの資産が有効に活用されているとは言い難い。特に, 公立・私立保育所のほとんど全てが定員割れしている現状では尚更である。定員割れの数が 1 8 3 6 名というのはあまりにも数が多い。

従って, 公立・私立を合わせた保育所について, 乳幼児の地域的増減の動向を見極めながら, 統廃合も含めて, 物的人的資産の適正性を検討すべきである。但し, 統廃合に当たっては, 就労の条件等により保育サービスの内容や立地を考慮して保育所を選択するという, 利用者側の利便性を無視することはできないので, 交通手段や地理的要素, 保育サー

ビスの地域バランスを慎重に考慮した上で判断する必要はあろう。

2 豊田市私立幼稚園運営費補助金

- (1) 私立幼稚園の健全な運営と併せて私学教育の振興を図るために、①幼稚園の運営経費（私立幼稚園の教職員の人件費，研修費，福利費），②園医にかかる経費および③障がい児補助職員の人件費にかかる経費に要する経費として，市内21ヶ所の私立幼稚園に対して，総合計約6077万円が交付された。

(2) 問題点

第一義的に幼稚園側で経営・運営をすることが前提となっている私立幼稚園に対して，一律に同一基準で補助金を交付することが適切か否かについて，疑問がない訳ではないが，私立幼稚園の公共性，公益性に鑑みれば，全ての私立幼稚園に対し，同一基準で補助金を交付することは決して不当なものではない。逆に，各私立幼稚園の経営内容は，各幼稚園の経営努力，運営努力によるのであり，経営内容次第によって補助金を増減させることこそ不当であろう。

その点，現在の要綱の各交付額が相当か否かの検討は必要と思われるが，園児数が多ければ多いほど，運営経費も増加することは想定しうることであり，園児数によって，一定額の補助金を交付することは相当であり，特に，改善を求める事項はない。

第 1 2 上下水道局 下水道維持課

平成 2 0 年度実績	
補助金	総額 1 億 0 0 2 9 万 0 3 2 5 円 (3 種類)
交付金	なし
負担金	なし

1 豊田市水洗便所改造資金利子補給補助金

(1) 当該補助金は下水道に接続する工事の費用を一時的に負担することが困難な方に対する改造資金の融資あっせん制度で、豊田市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則を根拠として、個人を対象に、利子を補給する方法で交付される補助金であり、平成 2 0 年度は、4 7 1 件の利子補給が行われ、総合計 1 0 5 万円ほどが利子補給として交付された。

(2) 問題点

【結果】

当該補助金については、平成 2 0 年度においても具体的見直しがなされてはいないのが現状であり、利用率はおよそ 2 % を推移しており、積極的な利用がなされているとはとてもいえない状況である。

【意見】

平成 1 4 年度の外部監査で指摘もあるが、利子率がそれほど高くない現状において当制度を存続させる効果があるか疑問がある。償還能力があつて、利子の支払い能力がないものに対してしか意味のない制度であり、制度の根本に疑問を感じざるを得ない。利用率が低い現状がある以上、制度の利用を促進するような制度改革がなければ、廃止も検討されるべきであろう。

2 財団法人豊田市污水处理施設管理公社運営費補助金

(1) 污水施設管理公社の運営費の補助のために、職員給与相当分を、市が補助金として支給する制度であり、平成 2 0 年度は市の派遣職員 1 名、その他のプロパー職員 1 8 名（正規職員 8 名、再任用職員 1 名、臨時職員 9 名）の人件費について、総計約 9 7 6 3 万円が交付されている。

(2) 問題点

污水处理公社においては污水处理施設の管理に関する事業費用が大半を占め（公社によると施設管理業務が公社事業の 9 割 5 分以上の負担であるとの報告を受けた）、平成 2 0 年度の排水設備検査事業及び自主事

業に係る費用は非常に低いものである。従って、汚水処理公社の管理できる汚水処理場は、平成11、12年度のピーク時の20施設から、平成22年度には最高でも7施設、平成23年度以降には5施設以下になることが現時点で判明しているのであるから、汚水処理公社の人件費を見直し縮減する作業をすることが急務と言えるのである。

また、汚水処理場の管理は市場性が高いものである。西川団地汚水処理施設、平畑地区汚水処理施設に関しては、市が直接民間に委託しているのであり、このことから市場性が非常に高い事業であることがわかる。従って、公社管理施設が公募となれば必ずしも汚水処理公社が落札できるとは限らないものといえ、公社管理施設が平成22年度以降に7施設、平成23年度以降には5施設を下回る可能性も十分あるのである。

【結果】

汚水処理公社の人件費を見直し縮減する作業をすることが急務である。その場合、公社の統廃合を含め、人件費補助の大幅な圧縮を検討すべきである。

【意見】

運営費補助金を公社管理施設数で除し、施設当たりの運営費補助金の平均値を算出してみた。施設当たりの運営費補助の平均値を比較すると、平成11、12年度はおよそ620万円であるのに対し、多くの年度で1000万円を超えていることがわかった。確かに、施設の場所、規模、多数の施設を管理することによるコストの削減等も加味する必要があり、単純な判断はできない。しかし、倍の運営コストがかかることを直ちに容認できるものでもない。そこで、平成11、12年度を指標とし、運営費補助金の上限を算出することで、人件費の削減を検討することを考えてはどうか。例えば、平成21年度の9施設であれば、およそ620万×9施設であり運営費補助の上限をおよそ5600万円と考える方法である。

今後、公社は水道サービス協会に統廃合される可能性もあるが、その場合に単純に現在の運営費補助金額を維持するのではなく、必要な費用に抑えるよう指針をたてる上でも役立つものと思われる。

第13 教育委員会 文化振興課

平成20年度実績			
補助金	総額	12億2925万3601円	(2種類)
交付金		なし	
負担金	総額	1億5982万9044円	(7種類)
	(うち、研修年会等負担金 総額	1万7000円	(2種類))

1 文化事業負担金

(1) 市民の文化活動への興味関心を高め、自らが文化を創造していく意識を育み心豊かな市民生活を実現することに寄与することを目的とした負担金で、市は文化振興財団に対し平成20年1620万円の前金払いを実施し、財団は按分計算により160万9467円を返還したため、実質負担金の実績は1459万0533円であった。

(2) 問題点

【結果】

協定書には明確に精算方法が規定されていないのであり、精算方法を明確に規定すべきである。

例えば、協定書3条に「但し、甲の負担金合計額は、甲の負担金概算額－(収支差額×甲の負担金概算額/収入合計)との計算方法により按分計算し、乙は残額を返還する。」と規定することが考えられる。

【意見】

個別の事業ごとに市の負担金部分と財団の負担部分が明確ではないので、負担基準を明確にする方法を検討しても良い。

共同事業である以上、事業収入を加味することなく市の負担と文化振興財団の負担で割合を算出するのが合理的である。

2 文化振興財団運営費補助金

(1) 文化振興財団の運営費の補助のために、職員給与相当分を、市が補助金として支給する制度であり、平成20年度は、総職員数326人の内、市の派遣職員が8人、その他の補助対象職員が304人分の人件費、総計約12億2485万円が交付されている。

(2) 問題点

【結果】

今後は市場性の高い事業は公募化されることで、必ずしも文化振興財団の事業とならず事業が減少していくのであり、人件費の削減し適正化

すべき。

3 クラシック音楽・能楽鑑賞会負担金

(1) 質の高い音楽及び能・狂言などの芸術鑑賞会ならびに啓発をすることを目的とし、平成20年度、市は文化振興財団に対し1億7000万円の前金払いを実施し、財団は五月能他39の事業を行い、収支差額約4095万円を市に返還したため、実質負担金は約1億2905万円であった。

(2) 問題点

平成14年度包括外部監査報告書に次のような指摘がなされている。

より効率的な運営を図るために、事業費の一定割合を負担金とするといったような一定の枠を設定する方法もある。
--

当該指摘に対し、担当課の回答は「事業費の一定割合を負担金とするといったような一定の枠を設定する方法は本事業には適していないと考えており、支出方法については、現在においても全額負担による負担金支出をしております。」とのことであった。

【結果】

何らかの具体策をとるべきである。

その際、コンサートホール・能楽堂の全体的な収支を見極める必要がある。

市は財団に様々な業務を委ねており、その結果として、市が財団事業に対してどれほどの支出があり、どれほどの収入があるか把握しにくくなっており、コンサートホール・能楽堂事業の会計の透明性を欠く結果となっている。

コンサートホール・能楽堂のみの独立の収支表を作成し、市が負担している支出がどれだけになるか会計をわかりやすく透明性をもたせ、市の負担と文化振興のバランスが図れているか厳密にチェックをする必要がある。

第 1 4 教育委員会 保健給食課

平成 2 0 年度実績

補助金 総額 6 億 6 0 8 6 万 1 1 4 5 円 (1 種類)

交付金 なし

負担金 総額 4 0 0 0 万 9 3 1 8 円 (9 種類)

(うち、研修年会等負担金 総額 1 6 9 万 2 5 1 6 円 (7 種類))

1 財団法人豊田市学校給食協会 (以下「給食協会」という) への運営補助金

- (1) 給食協会は、市内における学校給食の適正円滑な実施、運営及びその発展に寄与することを目的として昭和 5 1 年に設立された財団法人である (市が基本金全額の 1 0 0 0 万円を出捐) 。そして市は、給食協会を、「給食用物資購入業務」と「調理業務」の委託先として選定し、市内 5 つの給食センターと 1 つの調理場の運営を委託している。

市はこの給食協会に対し、委託料を支払いつつ、給食協会の人件費については運営費補助金として交付しており、年間 7 億円前後で推移している。

(2) 問題点

ア 派遣職員の必要があるのか疑問であること

運営費補助金の対象経費としての職員の内訳を以下のとおり表にまとめてみた。

【運営費補助金対象人員内訳表】

年 度	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0
派遣職員 (人)	1 0	9	9	9	6
正規職員 (人)	1 0 4	1 0 7	1 0 9	1 0 8	1 0 2
特別任用 (人)	2	2	1	1	2
市再雇用 (人)	—	—	—	—	2
再任用 (人)	—	—	—	1	3
臨時職員 (人)	1 9 2	1 9 7	1 9 9	1 9 9	2 0 9
合計 (人)	3 1 2	3 1 5	3 1 8	3 1 8	3 2 4
補助金額 (千円)	659, 164	674, 116	831, 140	690, 917	660, 861

平成 2 0 年度でみると、市から給食協会への運営費補助金 6 億 6 0 8 6 万円は、計 3 2 4 人の人件費に充てられたことになる。ところで市から給食協会へ派遣された職員は 8 人 (市再雇用 2 人含む) であるところ、それら職員の人件費は、市から提出されたデータによると、合計約 7 5 0 0 万円であった。このことは、割合にして 2 . 5 % の職

員のための人件費が、運営費補助金の11.3%を占めていることを意味するものである。

また市は職員派遣の必要性について、「学校給食法に規定する学校給食衛生管理基準に基づく施設の管理、調理業務の遂行及び、給食センター運営委員会や市教育委員会との密接な連携を図るにより、安心安全な学校給食の提供に資するため」と説明している。しかしながら、派遣職員の派遣前の経歴は、教育委員会や給食協会とは関係のない部署に所属していたものであり、上記市の派遣の必要性を期待しうる人材かは必ずしも明らかではない。

むしろ見方によっては、給食協会の役職が、市の役職ポストの一部として取り扱われており、派遣の必要性が明確ではないにもかかわらず、当該職員が派遣されている疑いがある。

【意見】

学校給食法に規定する学校給食衛生管理基準を満たす管理を行うために、どれくらい的人员が必要かを厳密に吟味すべきである。

給食について、献立作成から食材の調達、調理、配送、残飯等の回収及び清掃という一連の流れの中で、特に「献立の作成」については、公共的必要性が高いことから、市の関与が強く求められるものと考えられよう。そこで、給食の一連の手順の中でも、市派遣職員が実際にどの場面で必要とされるのか、派遣した場合でも相当高額な人件費を補助金として交付することが妥当かについて、改めて検討すべきだと考える。

イ 市が給食協会と随意契約を締結していることの問題性

【意見】

市が現在、給食協会と行っている委託に関する随意契約では、民間業者と比較して、経費削減効果があるのかないのか判然としない状況である。また給食調理業務の性質としても、公益的法人が担当しなければならない高い公益性も認めにくい。

そうであれば、市としては現在の給食センターの改築・統廃合に伴うPFI導入の方向性や、給食調理業務等の一般競争入札の導入について、方向性を明確に示し、この分野の民間事業者の段階的参入についての具体的スケジュールを立案すべきである。